

令和2年度第2回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和3年3月18日（木）午前10時から12時まで

2 場 所

ホテルルビノ京都堀川 地下1階平安の間

3 出席者

【審議会委員】12名

中坊幸弘会長、東和次委員、有地淑羽委員、内田隆委員、川村幸子委員、上林喜寛委員、中川恵美子委員、長友麻希子委員、東あかね委員、牧克昌委員、山内淳司委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和3年度施策の目標について（参考：令和2年度施策の実績見込）
- ・第6次食の安心・安全行動計画（令和4年～6年度）の策定について

(3) 報告事項

- ・令和3年度京都府の食品衛生監視指導計画（案）について
- ・令和2年度京都府の食の安心・安全に係る取組について
- ・令和2年度京都府の食に係る取組について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況について

(4) 閉 会

5 議 事

【協議事項】

(会長)

協議事項(1)「第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和3年度施策の目標について」、参考として、令和2年度施策の実績見込みについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1-1は第5次京都府食の安心・安全行動計画における数値目標一覧です。3年3月末の実績見込を示しています。

全体として43項目あり、計画以上の実績、100%以上が25項目、80%以上が6項目、80%未満が12項目です。

新型コロナウイルス感染症において、社会活動全体に影響がありました。食の安心・安全行動計画においても、保健環境研究所などでの検査体制、集合しての研修会等の開催方法等、見直し、工夫をしながら対応しました。その中で、数値上は80%未満もありましたが、内容としては懸命に努力しましたので、御報告します。

資料1-2は第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づき、3年度の計画、参考として、2年度施策の実績見込を御報告します。

2ページ、業種別の食品関連事業者向けHACCP研修会の開催についてです。目指す姿は、「新しい法制度に事業者が確実に対応できることを目指します」。令和元年度と2年度は25回です。計画は食品衛生法の改正に基づくHACCPが義務化・制度化されることから、3年度は開催なしとしています。

参考として、2年度実績ですが、飲食店営業を中心とした小規模な事業者向けに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について説明し、自店舗における衛生管理計画作成の演習等を実施しました。442名の参加、25回の研修会実施を見込んでいます。

その他、HACCPについて、全ての食品関連事業者約2万件に郵送通知し、法令遵守のため、個別相談に応じるなど、きめ細かく対応しました。

次に、3ページ「業種別の食品関連事業者向け食品表示講習会、相談会の開催」です。食品関連事業者を対象に、府内5か所で食品表示講習会を開催し、複雑な食品表示を分かりやすく丁寧に説明するというものです。コロナの状況を踏まえて、原則、オンライン及び動画を活用した講座としました。食品表示出前講座として直接出向く場合において、感染症防止対策等を徹底して行うというのが3年度の計画です。

2年度の実績は、食の府民大学、食品表示講座等を活用して実施しました。出前講座を4回行いましたので、全体として9回。計画比は45%ですが、食品表示の講座の再生回数は3,000回を超えるなど、多くの方に活用していただくことができたと考えていま

す。

8ページ「自主的な残留農薬分析」です。府内農産物の安全性の確保を目指して、3年度の計画は、府内農業団体中央会等が府内農産物の安全性を確保するため、市場に流通する前の府内農産物を自主的にサンプル抽出し、残留農薬の分析を実施しますという計画です。実績は、表のとおり、全体として202件、計画比102%という状況です。

10ページ「環境にやさしい農業の取組（エコファーマーの認定件数）の拡大」です。「持続可能で環境にやさしい農業を推進します」ということで、数値目標について、毎年60件ずつ新規認定を拡大します。3年度の計画は、農業改良普及センターが市町村、農業団体と関係機関と連携して堆肥等の土づくりや化学肥料・化学合成農薬低減技術の導入等、支援を行うことで、環境にやさしい農業の入門編としてのエコファーマーの認定拡大に取り組むというのが3年度計画です。

2年度実績は、53%で、未達の理由は、高齢化等によりエコファーマーの再認定を行わない方が増えており、また、有機JASなど、他の認定制度もあることから、新規の認定自体が伸び悩んでいます。しかし、他の認定制度に比べて取り組みやすく、コストもかからないことから、若手農業者などを中心に、環境にやさしい農業の入門編として、今後も推進を図ります。

20ページ「全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正指導率」です。数値目標の考え方として、畜産農家を対象に定期的に動物用医薬品の適正使用や家畜伝染病の発生防止等のための巡回を実施し、不適切な使用や飼養衛生管理に対して指導を行います。令和3年度計画としては、府内全畜産農家を計画的に巡回します。実績は今のところ93%ですが、見込として100%を目標として取り組みます。今年度、全国での鳥インフルエンザが相次いで発生し、18件、52事例、76農場、殺処分羽数は986万羽を超えています。

豚熱についても、府内では予防的ワクチンを接種していますが、野生イノシシでの感染が拡大していますので、引き続き巡回等による指導を強化します。

28ページ「食品衛生法に基づく食品等の収去検査の実施」です。数値目標の考え方は、「食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して残留農薬、添加物などの検査を実施します」。3年度計画は、保健環境研究所や中丹西保健所において、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物等の検査を実施します。2年度実績は、462検体、計画比62%です。いずれも食品衛生法上問題となることは確認されていません。収去検査の一部を中止し、新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保しました。

35ページ「食の府民大学の講座の拡大」です。考え方は、毎年5講座程度を新規開講し、60講座を開講することを目標としています。3年度計画は、子育てに忙しい世代に対し、食材を選ぶことや、調理方法の知識をいつでも入手できるよう、YouTube等を活用して講座を公開します。2年度実績は、6講座を開講しました。新型コロナウイルスの影響で、様々な動画を活用いただいております、4年間でおよそ1万の視聴数から、この1年間で2万になるなど、たくさんの方にご利用いただけました。

41ページ「食べ残しゼロ推進店舗（飲食店版）の認定拡大」です。「対象となる飲食店の10%の認定を目指します」という考え方で、3年度計画は、「食材を使い切る工夫」、「食べ残しを出さない工夫」等の食品ロス削減に取り組む府内飲食店・宿泊施設を「食べ残しゼロ推進店舗」として認定するという計画です。引き続き、府民及び事業者に啓発を行うことで取組を進めます。2年度実績は、この時点で71店舗でしたが、また1店舗増え、現在72店舗になっています。保健所と連携した認定制度の周知や京都府料理飲食業組合連合会の組合新聞、京都府食品衛生協会の御協力をいただき、チェーン店等にも依頼を行ったところですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、認定店舗数の増加が大きくは見込めなかったという状況です。

（会長）

御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いします。

まず、私のほうからお聞きします。8ページの自主的な残留農薬分析は、農業団体に実施いただいています。計画、検体は全体のどれぐらいに相当しますか。

（事務局）

全体の件数と申しますと。

（会長）

出荷されているもの、場所にしても、何%ぐらいに相当しますか。野菜の場合でしたら、3つの団体で131件になるようですが。

（事務局）

出荷されている量について、現段階で把握しておりません。後ほどお答えさせていただきます。

（委員）

同じく8ページ残留農薬分析について、自主的にサンプル抽出と書いてありますので、抽出の方法を教えてください。結果についても伺います。

（事務局）

農産課です。抽出の方法は、それぞれの団体によって決めており、現在、把握できていませんので、結果を含めて確認します。

（委員）

残留農薬について、サンプル割合は特に規定はありませんが、農家サイドはトレーサビ

リティー等でサンプル数等は分かっています。昨年、九州で1件基準値超過事例がありましたが、原因が分かっています。日本国内では、流通段階で基準値超過が出た場合は報道発表されることがあります。

昭和50年代に始まった記帳運動からトレーサビリティに移っていますので、どの農家でどれだけ使用したかはすぐに分かる状態です。そのため違反事例はないのではないかと考えています。

(委員)

コロナで開催が困難な中、一生懸命工夫して実施されていると思いましたが、数字が計画比何%で出てしまうとYouTubeで、すごく伸びているところやオンライン参加も、評価が難しいので、次年度からの計画は、評価の仕方とも考えてみてはと思いました。

14ページ、食に関わるボランティア向けの安心・安全講習については、広域振興局の範囲で色々なボランティア活動をしているところに働きかけられたと思います。

府と食生活改善推進員は、長い連携の経過があるので、食の安全推進リーダーが多く参加されたと思うのですが、地域では、社会福祉協議会、市町村のまちづくり団体なども、食とか、生活困窮者だけではなく、高齢者、子どもたち、様々な食のサポートをしています。是非、動いている方々に、幅広く学習会のお知らせが行くよう連携を図っていただきたいと思っています。

(事務局)

様々な団体に動いていただいております、可能なところから情報共有し、多様な団体へ情報を伝えられるように工夫をして進めます。

(委員)

コロナの中で全国的に苦勞されていますが、講習会、研修会、特に実地を要するところの講習会の開催について苦慮されていると思います。

オンライン会議システムの場合の関心度、対面の場合、どのように人数の調整をされているのか。多人数が集まるのは難しいですし、オンライン等に関心がない人やPCの問題もありますので、どのような工夫をされていますか。

(事務局)

対面の講習会等については、広い会場を確保し、手指の消毒等安全対策をして進めています。このような対応が難しい場合は、開催方法を見直さざるを得ないこともあります。

方法の一つとしてオンライン会議システムを活用しています。オンライン参加の場合は、距離や時間を問わずに参加いただけますので、従来よりも幅広い地域・所属から、参加いただけます。会場よりもたくさんの方に見えていただける効果もあります。

一方、こういうことに慣れておられない方にはハードルがあり、参加いただくのが難しいようなこともあり、周知方法の工夫をしています。

(委員)

鶏肉について、鳥インフルエンザがテレビ、新聞で報道されており、900万羽も殺処分された後も、スーパーで表示や説明がなく、「鶏肉は大丈夫か」「インフルエンザはどうか」「鶏肉は買ってよいのか」等の心配する声があります。

東日本大震災の時は、スーパーで大丈夫ですなどの表示がありました。

消費者には、食の安全は大丈夫ですよという表示が必要です。鳥インフルエンザで殺処分された鶏、卵について、消費者は心配です。指導はされていたのでしょうか。

表示や説明をスーパーでは見たことがありません。しっかりと消費者に伝えていただけたらと思います。

(事務局)

今年、世界中で鳥インフルエンザが発生しています。日本では、発生を疑う農場は、家畜保健衛生所が検査をし、疑わしいことがありましたら、直ちに出荷の自粛を要請していますので農場から出荷されません。検査の結果、鳥インフルエンザであると確定しましたら、すべてを殺処分します。殺処分鶏は900万羽を超えています。市場に疑わしいものや発症したものが出回らないことになっていますので、安心していただけたらと思います。

過去に「〇〇産はここにはございません」という表示が原因となって、地域全体で大きな風評被害が発生しました。農水省を先頭に安全なものしか流通しませんというお知らせをしています。逆に「〇〇産はここでは扱っていません」という言い方で風評被害が発生しないようにしましょうという指導もありますので、そういう表示がないことをご了解いただけますと幸いです。

(事務局)

畜産課です。少し補足します。これまで鳥インフルエンザに感染した鶏肉や卵を食べて、感染したということは、世界中から報告はありません。食べても安全だということがまずは1点かなと思います。表示について、ホームページ等では、食べても安全ですということも含めてお知らせしています。

委員がおっしゃられたとおり、以前、京都府でも平成16年に発生した時には、風評被害も含めて、消費が大変落ちました。その時は消費回復に向けて大変苦勞しました。今、おっしゃっていただいたことも肝に銘じて再度徹底していきます。

(委員)

2つあります。

1つ目は、残留農薬の件です。10年ほど前の放射能の時に言われたのが、府内産なのか、府内流通品なのかということで、これは府内産の分だけです。府内流通品に関してはどう考えますか。

検査対象が流通している農産物の中で一番安全な流通経路のものです。農業団体を通っているものは大体安全ですが、それ以外が心配なのに、団体を通っていないもの、直売場、朝市で売っているものに関して、残留農薬の検査について、府の考え方を聞きたいです。

一緒にやらせてもらっている南部市場があり、京都府も関係していますので、そのような場所を組み込んで検査したほうが良いのではないかと思います。

2つ目は、41ページ「食べ残しゼロ」を、食の安全・安心審議会で議論するという範疇に入れるという考えでよろしいですか。

(事務局)

8ページの自主的な残留農薬分析についての御質問が集中していますが、まず押さえておかなければいけないのは、京都府として、残留農薬、放射性物質、アレルギー物質も含めて、検査をしています。

8ページは、それに加えて農業団体が自主的に、残留農薬については、団体としてもきちんと押さえていたいというお話があり、上乘せして、検査していただいています。

まず、京都府が実施する食品に関する検査について、後ほど御説明させていただく予定でしたが、この場で御説明させていただきます。

(事務局)

生活衛生課です。8ページの自主的な残留農薬の分析は、大前提として、京都府に府内の流通する食品について、例えば今年度でしたら、残留農薬について、計画上は流通する野菜を中心に200検体、検査することを計画しています。新型コロナの検査を優先しましたので、結果的には99の検査を行っています。この中には、細かく野菜の種別ごとに計画を立て、残留農薬の基準の適合状況を検査しています。現在のところ、基準超過はありません。

(事務局)

食べ残しゼロの取組についての御質問をいただきました。資料1-1、第5次の計画には、2つの観点で柱立てをしています。1つは「新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成」で、1から2ページの項目です。もう1つが、「2 食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食に関する選択力向上」で、少し違う角度からの柱立てをしています。(3)「京都ならではの食文化の継承と食を大切にする意識の向上」は、食べ物を大切にすることを推進しようと、食べ残しゼロの取組も計画しています。

(委員)

目指す姿ですが、色々な文言がありまして、例えば33番は、意識や知識を向上させます。34番は、意識の向上を目指します。35番は、食の選択力を向上させます。今の食べ残しゼロは、意識の向上、食育実践例は、興味・関心を高める等、様々な表現になっています。どういう違いがあるのか、それをどのように評価される計画なのかお伺いします。

(事務局)

柱の2(2)、目指す姿として2つの項目を挙げています。食品への信頼、食文化、食品を大切にする意識が向上すること、食の安心・安全について理解する府民が拡大することがあります。ご指摘のとおり、表現が様々になっていますので、今一度、整理します。

(委員)

それをどう把握・評価するかということはいかがですか。

(事務局)

意識を高めたいとの考えで取り組んでおります。そのことを把握して、評価することは難しいこともあって、第5次計画では目指す姿として、整理させていただいております。

(委員)

目指す姿をどのように達成できたのかということが大切だと思います。目指す姿は測定できないのであれば、効果があったのかどうか分からない。100%達成しましたと言ったら、例えば府民大学、目標数値100%達成しましたと書いてありますが、本当に食に関する選択力を向上させたのか分からないのではと思います。

(事務局)

行動計画ですので、まず施策を行動として対応したということについて、動画の作成本数を達成できたということを書いています。

(事務局)

委員の御指摘は大変難しい課題だと思います。効果の測定という意味において、施策が実質的に府民の皆様への理解関心の向上につながったかをしっかりと把握すべきだろうと、そのとおりの御指摘だと思います。具体的な数値目標は、何をどれだけやるのか、府民の皆様にご参加いただけるのかを数字で計っていますが、結果としての意識レベル、イベント等をした時のアンケートで、理解が深まったか、効果を検証していく必要があると考えています。意識としての変化、向上など、やり方を工夫して取り組んでいきます。

(会長)

本日は、参考として、令和2年度実績見込の報告となっており、翌年に実績確定後、効果を評価することになっていきますので、その際に工夫していただきたいと思います。

(委員)

HACCPの研修会について、本年度の6月からHACCPの制度化が完全実施ですが、この時点で皆さんが分かっておられるのが普通ですが、現実の問題として、コロナ禍で、講習会も回数が開けていないという状況です。

京都市でも京都市食品衛生協会で、先日3月16日に講習会を実施しましたが、超満員で応募者があふれ、次回を5月にも実施します。6月が近づき、今になって慌てる方がおられるのが現状です。京都市では、6月を過ぎてからも、まだ分からない方に対して講習会をしてあげようと計画しています。

京都府食産協では、京都信頼食品登録制度を17年ほど前から実施していますので、組合に属している方、食品衛生協会の会員の方は連絡できますが、それ以外のアウトサイダーの方がたくさんいます。まだ関心を持たれていない方が大変多いので、令和3年度も6月までは講習会の開催等、配慮をお願いします。

コロナ禍で講習会が予定通りに開催できていません。6月を過ぎてもHACCP対応に遅れを取る方が出ないように講習会などの開催をお願いしたい。

(事務局)

HACCP導入の支援について、平成30年に法改正がされ、今年度で3箇年目です。この間、京都府において、各保健所によるミニセミナー、食品衛生協会との連携した巡回指導や保健所が単独で行う指導で、点検し必要に応じた指導を行って参りました。3箇年で府内約2万件の事業所の8割以上に何らかの対応ができたと考えています。さらに全ての事業所に法改正に関するチラシで、HACCP導入のお知らせを既を送付しています。

団体に所属されていない方、今回の法改正による新たな対象業種となった方にHACCPの取組の必要性を御理解いただいた上で、6月以降に生かしていただくこととなります。

6月1日から100%ができているとは考えていません。立入検査の際に、できてない部分もあるかと思いますが、施行後もきめ細かく、引き続き、指導、助言を行います。

(会長)

委員の意見では2番の研修会をまだやってほしい、開けばたくさん来られるかもしれないということです。4月1日からなくなるという点はどうでしょうか。食産協としては、京都府でも開いてほしいという御意見でしょうか。

(委員)

はい、できたら協力してほしい。そういう方がおられると思います。

(会長)

そうですか。

(委員)

農産物の収穫はHACCPの制度対象ではありません。魚もですが、単に畑で農作物を採って出荷するだけでしたら、HACCPは関係ないですが、採った大根を漬け物に加工して販売すると、採取業の範囲外となってHACCPの制度対象になります。

HACCP導入については令和3年6月まで猶予期間がありましたが、猶予期間が終了した直後に急に保健所から「違反しています」と言われると、農家の皆さん、特に地域で小規模な加工品づくりに取り組んでいる女性部の皆さん等はびっくりしてしまいます。食品業界でさえ、知らない人がいるのでしたら、我々農業の現場はなおさら理解するのは難しいです。HACCPの導入が円滑に進み、現場で問題が起こらないようにするため、令和3年度も研修や指導を行っていただきたく、計画のどこかに記載してほしいです。

また、8ページの「自主的な残留農薬分析」は、私ども団体に実施しています。行政は食品衛生法で市場に出されるものを抜き打ちで年間200件ほど検査を実施されていますが、検体は市場流通するものから収去されます。検査結果が判明するまでには1週間程度かかりますので、その頃には既に農産物は消費者が食べた後です。これでは何のための農薬検査か分からないので、私どもの団体では、行政の補助に頼らず自ら多額の費用をかけて、消費者の皆さんに安全な農産物をお届けするために自主的な検査を行っています。府内の全農産物を検査することはできませんが、市場流通が多い野菜については、圃場から検体を採取して検査していますので、もし基準値を超過するような結果が出たとしても、市場流通の前ですので速やかに出荷を止めることができます。令和2年度は出荷前の検査で1件基準値を超えていた検体がありましたが、出荷前に結果を知ることができますので、市場流通することはありませんし、当該検体を栽培していた圃場の農産物は全てその場で廃棄するなど徹底しています。

自主的な検査ですので、食品衛生法に基づいて行政が行っている検査とは別にあるという点にご理解をいただいて、取組の評価をいただけたら、大変ありがたいです。

(会長)

事務局、HACCPの件はどうですか。

(事務局)

講習会の件です。各事業所の責任者に対し、講習会を京都府の食品衛生協会に委託し、

毎年多くの方が受講されます。今年度は、コロナもあり、受講者が制限され、受けたくても受けられない方もおられました。一方、今回の法改正により新たにHACCPの取組の対象となった業界業種にも引き続き講習会を受けていただき、必要な知識をつけていただきたいと思います。受講の機会を均一にする取組を協会とも調整しながら進めます。

(委員)

農業団体から農薬検査について、説明されました。団体独自の検査で問題があったものは市場に流れないので、問題ないです。団体の指導は徹底されていると思います。

28ページの食品衛生法に基づく収去検査のうち、組換え遺伝子の検査は、どのような検査でしょうか。国内の遺伝子組換え体は、食品安全委員会で必要なものは評価していますので、油の原料が遺伝子組換え大豆の場合もありますが、問題はないと考えています。表示の徹底のお願いと遺伝子組み換えの検査について教えてください。

(会長)

その件は、後ほど京都府の食品衛生監視指導計画で説明されると思います。

協議事項は、以上です。要望については、事務局で、令和3年度の検討をお願いします。それでは、1時間経過しましたので、換気のため10分間休憩とします。

[休憩]

(会長)

再開します。事務局から、初めに案内があります。

(事務局)

令和3年度以降のHACCPの研修会、講習会について、御意見がありました。各保健所が業種別セミナーを25回以上行うことを目標としてきました。法改正により、6月1日から義務化され、不安な方もおられるとのことで、引き続き、各保健所の業種別セミナーを実施します。件数は25回以上と思いますが、書きぶりは、事務局と会長を含めて相談させていただきます。

(会長)

3年度も、事業者に周知して実施いただくということでよろしくをお願いします。

協議事項(2)、「第6次京都府食の安心・安全行動計画(令和4年～6年度)の策定について」、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料2、第6次の計画は、食の安心・安全推進条例に基づいて、2のスケジュールで策定します。本日の審議会において、現行計画の進行状況等を御議論いただいています。今後、概要案を作成し、5月の審議会概要案について審議いただき、6月議会で報告。8月の審議会骨子案について、御審議いただきます。9月議会で骨子案を報告し、パブリックコメントで府民からの御意見をいただき、11月の審議会最終案審議をいただき、12月議会の議決案件です。

2から3ページに、第1次から第5次の計画の推移を示しています。左から第1次計画は、生産現場での鳥インフルエンザの発生等があり、生産基盤の改善が急務であるというのが優先事項でした。消費者の目線に立っての推進として、安心・安全の基盤作り、安心・安全の担保、信頼作りという柱立てでした。

第2次計画は、食品表示の偽装の多発等、消費者庁の設置もあり、府民の食への不安を軽減できる取組を優先するため、相互理解と府民参画を新規に取り組みました。

第3次計画は、原発事故に伴う食品の放射性物質への不安等の高まりがあり、府民の安心確保の取組を強化するため、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化を新規に取り組みました。

3ページ、第4次計画は、食品表示法の施行等、新たな動きがありました。一方、食の安全に関する情報の氾濫や和食のユネスコ無形文化遺産の登録があり、食への不信任感、食への関心の高まりを受け、食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画という観点を優先して取り組みました。

現在の第5次計画は、食品表示法に基づく表示基準や食品衛生法の改正、食の安全に関する情報の氾濫等を受け、目まぐるしく変化する食環境から、①新たな法制度に適應する食品関連事業者の育成、②食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上として、計画を組み立てました。

4ページ、第5次行動計画の構成は、第1章から第4章で、考え方は、目指す姿1、目指す姿2の柱立てをして、第3章に1新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成、2食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上として構成しました。

5ページ、第6次行動計画策定に係る論点として、論点1 食を取り巻く現状として、
1 新しい生活様式、新たな日常、コロナウイルス感染症に対応した様々な取組です。
2 食に関する法令の改正、営業許可制度の見直し、安全に係る表示の食品リコール等の問題、制度の変更です。
3 食の健康被害に係る事案、アニサキス食中毒など、従来の食中毒の発生状況とは少し異なっています。
4 物流の国際化、価値観の多様化です。
5 人口減少と少子高齢化、その他の項目について、他に取り上げるべき事項はないか、御意見いただきますようお願いします。

論点 2、6ページ、食を取り巻く現状を受けて、府としてどのような取組が必要か、例として、新しい生活様式等の変化に対応すること、食の安全性確保に向けた取組、食の信頼感向上に向けた取組と書いていますので、御意見をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。第5次までの流れを見ていただき、第6次として、食を取り巻く現状と課題に御意見等いただき、概要案の参考にするとのことですので。

(委員)

20年前から、委員等をしていますが、農業団体、市場を通して流通するものは安全性が高まり、検査体制もすばらしく、安心して購入できるというのが実感です。貢献もすごいと思いますが、最近、ネット販売、フードバンク、フードドライブ等、別のルートも出てきましたので、配慮、目配りも必要ではないかと思えます。

(会長)

1に、インターネットでの食品の購入等も盛り込むということですか。

(委員)

盛り込むのが良いかは分かりませんが、食を取り巻くことがらの1つと思えます。

(委員)

今、人生100年時代と言われていています。府民の皆さんが健康に暮らせるかということが大事だと思いますので、リスクはさらに充実していただきたい。

健康に過ごすためのバランスのよい食生活、減塩、健康食品、ゲノム編集食品等について、府民が理解して選べる、知識を得られる場をお願いします。リスクは、同じ顔ぶれになりがちですが、どなたでも参加できるような場をこれからも作っていくことが大事だと思います。

(委員)

先ほど健康食品の話題がありました。特定保健用食品は、国の審査と許可が必要です。また、消費者庁に届出して表示する機能性表示食品などがありますので、そのような情報を消費者の方に情報提供をお願いします。それと遺伝子組換え技術とゲノム編集技術ですね。これらの技術は、制度上の区別もあるので、このことも消費者に情報提供をお願いしたいです。

いずれの制度でも、国が審査・評価するものと評価しないものがあるなど制度が複雑で、さまざまに発信される情報には、時に不正確な情報もあるので、正確な情報を発信いただければ、ありがたいと思っています。

(委員)

1点目は、審議会の名前は、食の安心・安全審議会となっています。発足当時と今では内容が変わってきて、名前がしっくりこない。このことを考えてはどうかということです。

2点目は、4番の輸入食品の安全確保は、府でできることはあまりなく、情報発信ぐらいです。基本的には国が対応することです。ハラール、ベジタリアンは基準が曖昧です。ハラールは、人、国によっても違います。ベジタリアンも同様です。先日、インドの方が来られ、天ぷら店を紹介すると、だしがだめでした。例えば京都のハラール基準とか、京都版ベジタリアン基準を認定する等がないと、基準が曖昧です。

(会長)

安心・安全という名称に違和感があるとは、例えばどういうことですか。

(委員)

例えばというのはないですが、食の安心・安全を中心に、食全般を考える審議会になっていると思います。

(事務局)

食べ残しゼロを審議会で議論をするのかとの御質問もありました。確かに食の安心・安全の観点では、5ページの資料も食の安心・安全だけではなく、幅広いことが書かれています。食の安心・安全に絞った形で第6次計画を作るべきか、もう少し観点を広く、食べ残しゼロも含めてやるのか、事務局で議論し、再度お示しします。食の安心・安全審議会の名前をどうするのかも含めて、会長に御相談の上、皆さんにお諮りします。

(会長)

第6次行動計画、食を取り巻く現状を受けて、どのような取組が必要かという論点も含めて、御議論、御意見いただきました。概要を作成するに当たって、事務局は、検討して委員に提示したいとのことですので、一旦、これで終わります。また御意見がございましたら、各委員が事務局にお寄せいただければと思います。

【報告事項】

(会長)

協議事項は以上です。3番目の報告事項(1)令和3年度の京都府の食品衛生監視指導計画(案)について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料3、計画の位置付けについて、食品衛生法の第24条第1項に、毎年度、知事が翌年度の食品監視指導の実施に関する計画を定めるとされており、これに基づく計画と位置

付けています。1の趣旨の3行目、京都府食の安心・安全行動計画の食品衛生に係る施策目標の達成状況を確認するためのツールとしても位置付けています。

目次の項目です。項目の書きぶりは昨年度と全く同じです。内容は、一部、最新の情勢を踏まえたものに修正しています。背景、現況について、御説明した後、主な修正箇所を御案内します。従前の審議会でも御案内したとおり、平成30年の6月に食品衛生法が15年ぶりに大幅な改正があり、改正の柱は大きく7つに分かれています。都道府県の監視上、大きく影響を及ぼす内容が2点あります。

1点目が先程、御議論いただいた、HACCPに沿った衛生管理の制度化です。HACCPは国際的に認められた衛生管理の仕組みで、問題のある食品の出荷の未然防止、原因追及、これらを容易にでき、食品の安全性を向上するために極めて有効な手段です。

国において法改正が行われ、6月1日から原則すべての事業者、規模に応じた衛生管理の義務化が図られました。と畜場、大規模な食鳥処理施設、府内でおよそ20から30箇所ある大規模事業者は、本来のHACCPに基づく衛生管理が求められます。一方、全体の99%以上を占める飲食店等の小規模事業者は、業界団体の定める手引書を参考にす等、HACCPの考え方を取り入れた、いわゆる簡略化された取組が義務化されました。

京都府では、大規模事業者に対しては、複数の保健所がチームを組み、機動班として指導を行い、小規模事業者に対しては、啓発資材の配布、窓口相談、業種別セミナーの開催、立入検査時の指導助言など、きめ細かな指導を行ってきました。更に、業界団体と連携して、合同の巡回指導、研修会などを行っており、約2万件ある府内事業者の概ね8割以上に対して、導入準備を進めました。施行まで2か月余りとなりましたが、引き続き、団体と緊密に連携し、更なる支援を強化していきます。

6月以降は各施設における運用状況を監視し、必要に応じて指導を行いますが、そのために、1ページの下から2行目、2ページ2行目までにかけて、HACCPに関する記述をしています。3ページ2(1)に、大規模事業者への取組についての記述を加えています。5ページ上側の表の一番上の欄は、大規模事業者、大規模食鳥処理場に対する取組について、具体的な記述をしています。9ページ7(1)にも新たにHACCPに沿った取組のフォローアップについて、記述しています。11ページ(2)に、自らが実施する衛生管理の取組、養成、資質の向上のための取組を加えています。

改正の2点目、営業許可制度の見直し、営業届け出制度の創設についてです。実態に応じた許可制度を見直し、現在34の業種を32に再編するとともに、許可取得まで必要はないものの、営業の届出制度を新たに規定して、衛生管理、責任者の設置等を求めることになっています。業種の枠組が変更されますので、既存の許可業者には許可期限までに現在の営業を認める、新たに許可の取得が必要となった業種には3年間の猶予、新たに営業届出が必要となった業種には6箇月の猶予が設けられる等、大きなハレーションが生じないよう、現在の営業形態の継続を認める経過措置が設けられています。

最長で6年かけて、新たな制度へのソフトランディングを図ります。12ページに監視

指導回数の取りまとめを書いています。業種の区分について、反映した修正を加え、監視指導の回数も、実態に応じた見直しをしました。許可件数は結果的に減少しますので、見かけ上少し減ったように見えますが、食品衛生監視員が各施設に足を運ぶ回数は同程度を維持します。

その他、昨年度から今年度にかけて拡大する新型コロナウイルス感染の影響により、飲食店でのテイクアウト、出前、宅配の需要が増えています。従来の店内営業から形態を変更する事業者が増えていることを反映し、5ページ下程の表(1)にテイクアウト、持ち帰りの食品等への監視指導について、記述しています。計画について、2月の1箇月間、ホームページ等で広く府民からの意見聴取した他、消費者団体との意見交換を行いました。

計画の主な改正箇所は以上です。引き続き、最新的情勢を的確に踏まえ、食の安心・安全につながる監視指導を行います。

(会長)

御意見、御質問はございますか。

特にないようですので、令和3年度計画の実施をよろしくお願いします。

(事務局)

少し追加します。先程、御質問がありました件について、計画16ページ、組換え遺伝子食品について、上の3行目、組み換え遺伝子が入った食品の監視もこの中に入っており、食品表示法では、遺伝子組換え食品について、表示義務があります。表示されていないものを取去し、組み換えされたものに入っている成分が入っていないことを確認します。

これまで、違反の実績はありません。

(会長)

(2)「令和2年度京都府の食の安心・安全に係る取組について」、(3)「令和2年度京都府の食に係る取組について」御説明をお願いします。

(事務局)

資料4-1、リスクコミュニケーションについて報告します。2ページは、概要として、ネットワークで進めたという概念図です。3ページは、京都食の安心・安全フォーラムの開催状況です。オンラインで開催し、60名に参加いただきました。4ページは、定期的に消費者団体の皆さんと意見交換会をしており、第5回の内容です。参加者からは、府民の食の安心・安全はとても大切であり、今後とも連携を密にして進めてほしいという御意見をいただいています。5ページは、3年度のリスクコミュニケーションの計画案です。引き続き、案のとおり開催を計画しています。6ページは、意見交換会について、3年度の年間計画を既に作成している状況です。7ページは、舞鶴湾でのマガキの販売自粛があ

り、その後、安全性が確認され、出荷が再開されています。8ページは、野生イノシシの豚熱の感染についてです。10から11ページは、鳥インフルエンザの対応状況です。

資料4-2は、その他、食に関する取組を紹介しています。1ページは大学生を対象とした食育や食文化を学ぶ研修会の取組です。その他、様々な食に関する取組をまとめていますので、御覧ください。

(会長)

質問はないようですので、最後の4番目「新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況について」、御説明をお願いします。

(事務局)

資料5、コロナの感染者の状況です。下のグラフのとおり、1月13日に1日の陽性患者数が7日間の平均で、136人を超えていましたが、2月に入り、ぐっと減りました。3月13日現在では13.57人、昨日、3月17日現在の数字は、9.86人まで減っています。ゼロになった訳ではないので、警戒を緩めてはならない状況です。

2ページは、2月末に緊急事態宣言が解除され、現在、特措法の第24条第9項に基づく要請が行われています。要請事項は4点あり、外出の自粛、飲食店の営業時間短縮、イベント等の開催制限、職場出勤の7割削減をお願いしています。3ページは、一人一人、事業者、大学、高齢者施設、それぞれが守っていただくことを書いています。府民の一人一人に意識を持っていただき、飛沫感染対策、マスク着用を必ず行うよう、京都府からメッセージを出しています。

4ページは、コロナの中でテイクアウトや宅配を始める飲食店が非常に多く、食中毒も起こっているため、府のホームページ、SNSを活用して、注意喚起を行っています。事業者に対しては、保健所や食品衛生協会に協力いただき、チラシ等を活用して、アドバイスをしています。

(事務局)

6ページから商工労働観光部の取組、8ページから農林水産部の取組、14ページから教育庁の取組を掲載していますので、御覧おきください。

(委員)

遺伝子組換え検査について、輸入農産物、輸入農産物のみと思いますが、どのような検査方法ですか。

天然、無農薬という言葉が、非常に氾濫していますので、何かの時に補足説明されたらどうでしょうか。

(事務局)

監視指導計画の16ページで少し触れましたが、組換え遺伝子を利用した食品は、組換え遺伝子による食品ということを表示する義務があります。現に、府内で流通している食品はありませんので、対象物はありませんが、大豆、トウモロコシを使った食品について収去し、遺伝子組換えによって生じる成分が入っていないことを確認するという検査方法です。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、本日、熱心に御議論いただき、ありがとうございます。進行を事務局にお戻しします。

【閉会】

(事務局)

大変貴重な御意見をいただきありがとうございました。主な御意見は、3つ、令和3年度のHACCPの研修の取扱いについて、計画内に落とし込むこと。次期計画は、所掌範囲はどこまで整理するのかということ。この2点は、事務局で整理し、会長に御相談の上、お示します。

また、次期計画の論点は、時間があまり確保できませんでしたので、御意見等、事務局に御連絡いただければ大変ありがたいです。

2点、連絡です。来年度の審議会は、第6次計画を策定するため、大変御多忙かとは存じますが、4回開催予定です。第1回は5月を目途に日程を調整させていただきます。

それでは、閉会の挨拶を京都府健康福祉部副部長からさせていただきます。

(事務局)

本日は長時間にわたり熱心に御協議を賜り、ありがとうございました。第5次の行動計画は、残留農薬の問題、HACCP、評価の仕方について、御意見を頂戴しました。今年度の実績は、コロナの影響を受け、検査計画の変更、講習会のオンライン化等ありますが、今後も工夫をしながら進めます。また、令和4年度からの計画は、論点に対し、御意見を賜り、安心・安全という視点だけで良いのかという宿題ももらいました。第6次計画は、御意見を踏まえ、今後検討します。

最後に、今後も本審議会が実りのある審議、協議の場となるよう御協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶とします。本日は誠にありがとうございました。

以 上